

毎週火、金曜日発行(但休日に行わぬときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇告示 農業共済事業の実施区域
- ◇教育規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第百四十三号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第八十五条の三第一項の規定による共済事業を行なう市町村及び当該市町村が行なう共済事業の実施区域を、同法第八十五条の三第四項の規定に基づき、次のように告示する。

昭和三十八年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市町村名 区 域 当該市町村に対し移譲の申出を行なつた農業共済組合
三朝町 三朝町の区域一円 三朝町農業共済組合

鳥取県告示第百四十四号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第八十五条の三第一項の規定による共済事業を行なう市町村及び当該市町村が行なう共済事業の実施区域を、同法第八十五条の三第四項の規定に基づき、次のように告示する。

昭和三十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

市町村名 区 域 当該市町村に対し移譲の申出を行なつた農業共済組合
北条町 北条町の区域一円 北条町農業共済組合

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年四月一日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

- 秘書調査課 議事秘書係、企画調査係、福祉係、年金係
 - 管理課 管理係、施設係、設備係、助成係、経理室
 - 高校教育課 学事係、人事係、指導係
 - 義務教育課 学事係、人事係、指導係
 - 社会教育課 文化係、指導係、視聴覚係
 - 体育保健課 給食係、保健係、体育係
- 第三条秘書調査課の項中第十一号を第十二号とし、

第十号の次に次の一号を加える。

十一 事務局職員、学校以外の教育機関の職員並びに
県立学校、小学校、中学校及び養護学校の教職員の
福祉に関すること。

第三条管理課の項中第十三号を次のように改める。

十三 教育に関する法人に関すること。

第三条高校教育課の項中第七号を次のように改め、第九号を削り、以下一号ずつ繰り上げる。

七 盲学校、ろう学校及び県立養護学校の生徒及び児童の就学奨励に関すること。

第三条義務教育課の項第一号中「中学校」の下に「養護学校」を加え、同項第二号、第三号及び第四号中「及び中学校」を「、中学校及び養護学校」に改め、同項第五号中「小学校及び中学校の」を削り、同項第六号、第八号、第九号及び第十号中「及び中学校」を「、中学校及び養護学校」に改め、同項第十二号を削る。

第三条社会教育課の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に

次の一号を加える。

六 社会教育主事の資格認定に関すること。

第三条体育保健課の項中第四号を次のように改める。

四 レクリエーションに関すること。

第三条体育保健課の項中第六号から第八号までを次のように改め、第十号を削る。

六 学校保健に関すること。

七 学校安全に関すること。

八 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員の保健

管理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となりますが、昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金(一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。)を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月 日から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添

えて申し込めます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 定価 一月 二五〇円(送料共)